



保健環境課

商店・事業所の皆さんへ
「ゴミは直接処理場へ」

商店、事業所等から出るごみは、法律により、事業主が自分で責任をもって処理しなければならぬことになっていきます。大月都留衛生組合では、これらのごみを事業主が持込んだ時には処理を行って

不燃物と可燃物は
分けて出しましょう！

市民の皆様の日常生活により搬出されるごみの量は年々増え続け、また、これに伴う処理費も近年うなぎ昇りに増え、膨大になってまいりました。現在、当市のごみ収集は、

おります。

商店、事業所等から出るごみは、ステーションへは出さないうで、直接処理場（大月都留衛生組合）へ持込んでください。

大月都留衛生組合
住所 田野倉一三〇番地
☎ (43) 8321
持込みの受付時間
月曜から金曜までの午後一時から三時まで（祝日は除く）

可燃物、不燃物、及び粗大ゴミの三種類に分けて収集していますが、市民の方がゴミステーションへ出すごみが、区分されず、いろいろ混ざったまま出されるごみが多く見られるようになりました。このようなごみが多いと、処理施設にも故障がおきやすく、また、修理にも多額の費用を要します。ごみは可燃物と不燃物に分けて出しましょう。

福祉事務所

乳幼児

子育て相談室を
ご利用下さい!!



保育所の持つ機能を広く一般の方々にも利用していただくため、今、円通保育園に「乳幼児子育て相談室」が開設されています。

この相談室は、核家族化の進行と婦人の職場進出、社会参加等によって子育ての伝承が薄れ、育児に悩みを持つ母

県母子寡婦
福祉大会で
知事表彰



去る十月八日、県民会館大ホールで開催された第31回山梨県母子寡婦福祉大会において、次の方々が表彰されました。

- 知事表彰
（優良母子家庭の母）
小俣雪子 朝日馬場
（母子福祉功労者）

心配ごと相談員

委 嘱

齊藤操司氏、織田宗博氏の
辞職に伴い後任として、十月
一日付で次の方が相談員に委
嘱されました。

- 川上長明 中央一丁目七番
十六号 ☎ (43) 4416
鈴木俊長 鹿留一九七六番
地 ☎ (45) 2188



県身体障害者相談員

委 嘱

十月一日付で、本市では次の三名の方々が、県身体障害者相談員として知事から委嘱されました。

- 相談員は身体に障害のある方の更生援護の相談・指導等を行います。
- 相川大六 古川渡四五九番地の一 ☎ (43) 5175
- 佐藤秀男 田原三丁目二番三十号 ☎ (43) 5331
- 牛田守之 二丁目四番十号 ☎ (43) 3385